登米市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 84,474	千円 47,131,839	千円 337,859	千円 8,424,315	% 17.9	% 17.2

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 942	千円 3,567,421	千円 546,080	千円 1,245,880	千円 5,359,381	千円 5,689	千円 5,715

(注)　1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

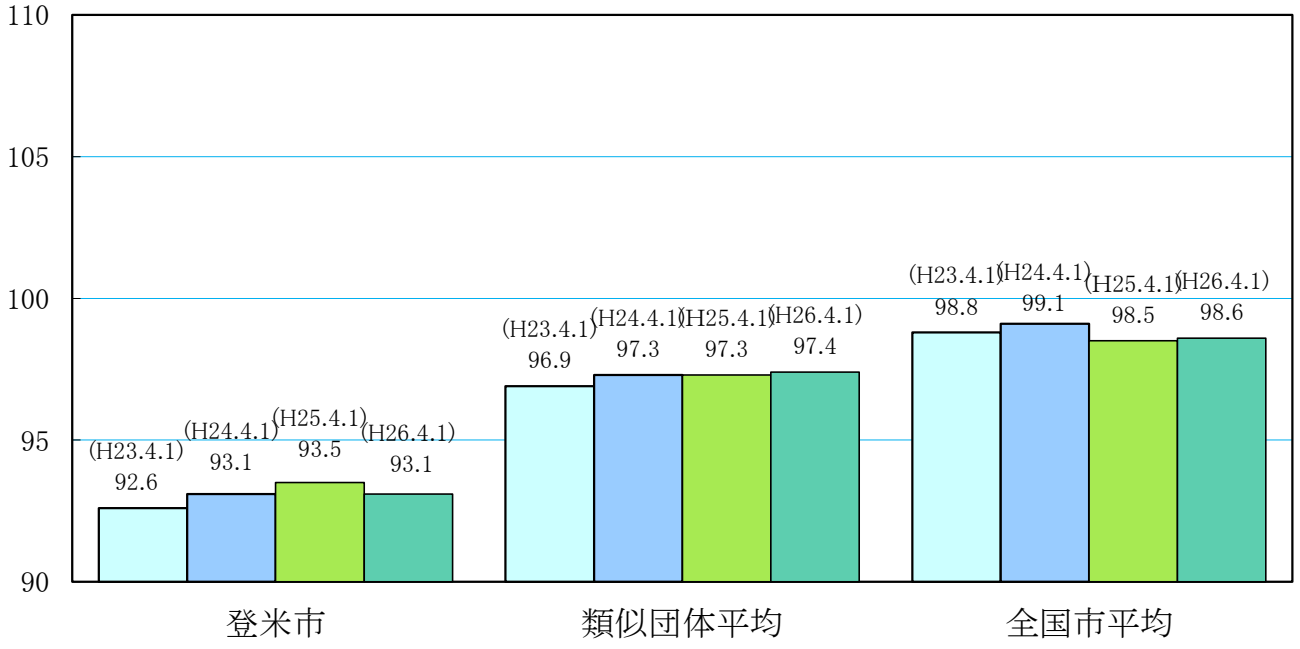

(注)　1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　3　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※　平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[　実施　]

実施内容

(給料表の改定実施時期)　平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合)　登米市:支給対象外地域

※国と同様に見直しを実施。支給該当地域に勤務した場合、その支給割合に応じて支給。

(実施時期)　平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
登米市	44.8　歳	324,357　円	365,200　円	346,596　円
宮城県	42.5　歳	325,697　円	402,675　円	360,391　円
国	43.5　歳	335,000　円	---	408,472　円
類似団体	42.9　歳	324,693　円	384,479　円	353,722　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
登米市	50.4　歳	72　人	302,918　円	325,269　円	316,619　円	---	---	---	---
うち 学校給食員	46.2　歳	14　人	294,150　円	313,114　円	305,757　円	調理師	45.8　歳	232,400　円	1.35
うち 用務員	51.8　歳	33　人	307,267　円	331,692　円	322,585　円	用務員	54.3　歳	199,300　円	1.66
うち 自動車運転手	50.4　歳	10　人	301,070　円	335,523　円	321,270　円	自家用乗用自動車運転者	48.5　歳	237,900　円	1.41
うち その他	51.5　歳	15　人	302,767　円	315,647　円	310,533　円	---	---	---	---
宮城県	51.0　歳	216　人	334,856　円	379,231　円	359,866　円	---	---	---	---
国	50.1　歳	3,119　人	287,992　円	---	326,611　円	---	---	---	---
類似団体	50.9　歳	31　人	301,568　円	327,067　円	313,801　円	---	---	---	---

区　　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
登米市	---	---	---
うち 学校給食員	4,968,575　円	3,115,100　円	1.59
うち 用務員	5,284,664　円	2,747,000　円	1.92
うち 自動車運転手	5,271,101　円	3,277,700　円	1.61
うち その他	5,002,588　円	---	---

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～平成25年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③幼稚園教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
登米市	43.6　歳	310,371　円	335,405　円
宮城県	45.0　歳	382,985　円	429,405　円
類似団体	40.9　歳	298,494　円	327,002　円

④消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
登米市	33.5　歳	237,624　円	284,499　円	256,512　円
類似団体	38.3　歳	292,181　円	365,476　円	322,507　円

（注）　1　「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3　幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

（2） 職員の初任給の状況 （平成26年4月1日現在）

区　　分		登　米　市	宮　城　県	国
一般行政職	大学卒	172,200　円	178,800　円	172,200　円
	高校卒	140,100　円	144,500　円	140,100　円
技能労務職	高校卒	137,200　円	141,900　円	137,200　円
	中学卒	121,600　円	125,400　円	---
幼稚園教育職	大学卒	172,200　円	199,700　円	---
	高校卒	140,100　円	---	---
消防職	大学卒	172,200　円	---	---
	高校卒	140,100　円	---	---

（注）　1　幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 （平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	236,782 円	333,480 円	369,400 円	388,515 円
	高校卒	204,280 円	291,236 円	330,164 円	363,813 円
技能労務職	高校卒	---	---	297,514 円	307,383 円
	中学卒	---	---	293,067 円	295,650 円
幼稚園教育職	大学卒	234,600 円	---	---	---
	高校卒	---	---	---	---
消防職	大学卒	234,650 円	---	---	---
	高校卒	205,620 円	293,209 円	---	---

（注） 1 経験年数の階層区分に該当する者がいない場合には、近似の階層区分に該当する者を記載している。
近似の階層区分にも該当する者がいない場合には---（ハイフン）を表示している。
2 一般行政職-大学卒-経験年数20年は近似の階層区分（経験年数19年～21年）の平均給料月額である。
3 一般行政職-高校卒-経験年数10年は近似の階層区分（経験年数9年～11年）の平均給料月額である。
4 技能労務職-高校卒-経験年数25年は近似の階層区分（経験年数24年～26年）の平均給料月額である。
5 技能労務職-高校卒-経験年数30年は近似の階層区分（経験年数29年～31年）の平均給料月額である。
6 技能労務職-中学卒-経験年数25年は近似の階層区分（経験年数24年～26年）の平均給料月額である。
7 技能労務職-中学卒-経験年数30年は近似の階層区分（経験年数29年～31年）の平均給料月額である。
8 消防職-大学卒-経験年数10年は近似の階層区分（経験年数9年～11年）の平均給料月額である。
9 消防職-高校卒-経験年数10年は近似の階層区分（経験年数9年～11年）の平均給料月額である。
10 消防職-高校卒-経験年数20年は近似の階層区分（経験年数19年～21年）の平均給料月額である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 （平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務 （主事、技師）	人 34	% 6.3	円 135,600	円 243,700
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 （主事、技師）	人 69	% 12.8	円 185,800	円 307,800
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 （係長、主査、技術主査）	人 170	% 31.7	円 222,900	円 354,700
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 （課長補佐、主幹、技術主幹）	人 176	% 32.8	円 261,900	円 388,300
5 級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 重要な業務を所掌する公所の長の職務 （課長、副参事）	人 51	% 9.5	円 289,200	円 400,600
6 級	1 本庁の次長及び支所長の職務 2 本庁の総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が 規則で定める職の職務 （次長、支所長、参事）	人 28	% 5.2	円 320,600	円 422,600
7 級	会計管理者又は部長の職務若しくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 （会計管理者、部長）	人 9	% 1.7	円 366,200	円 456,200

（注） 1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

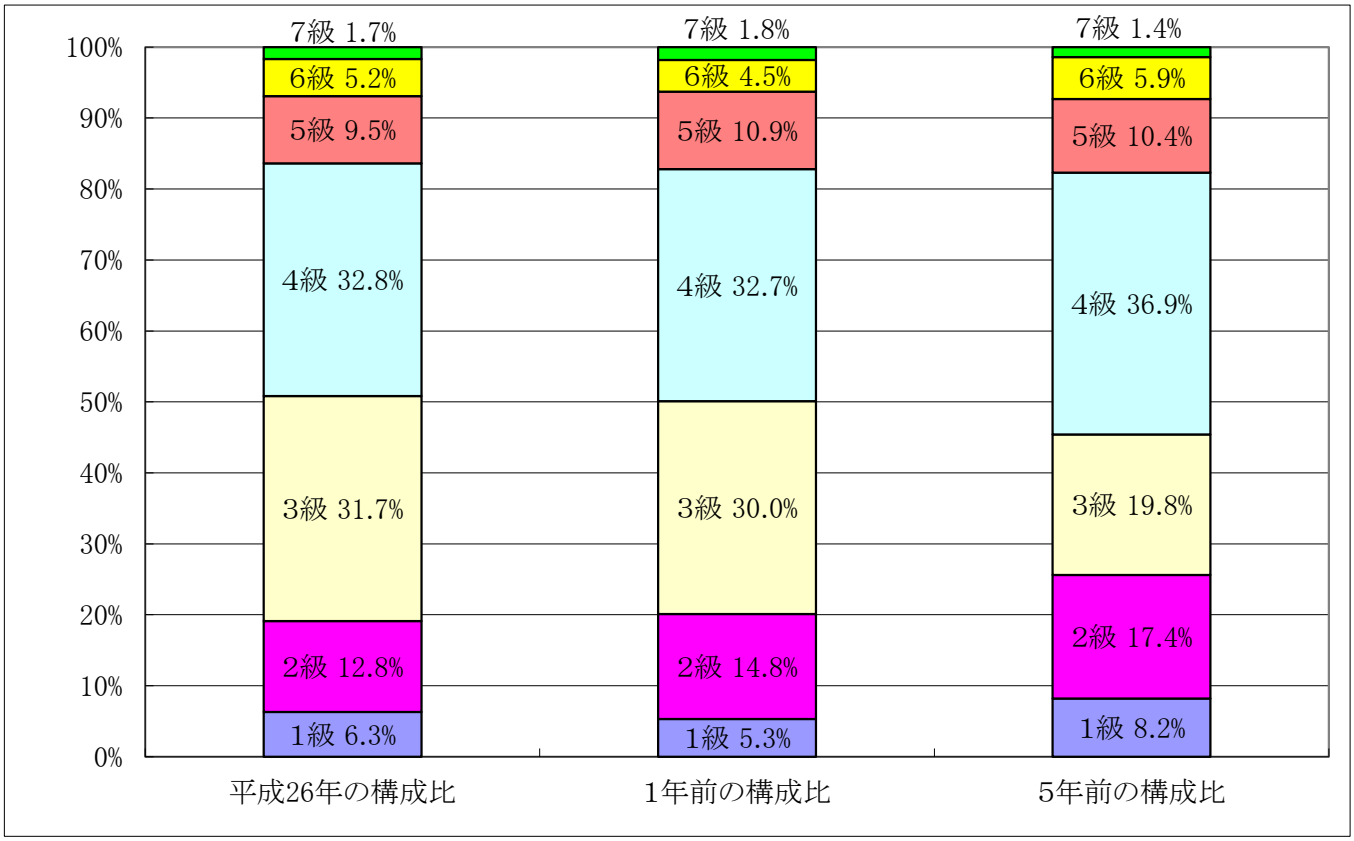

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を導入したことより、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で従来の昇給幅を4分割し、1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力等の評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分を決定することとしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登米市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,358 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,634 千円	---
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6か月以内の期間における勤務成績(勤務態度、能力、業績等)を適正に評価し、成績率を決定。

係長級以上の職員については、勤務態度、能力、業績及び管理運営能力について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。なお、課長級の職員の評価は部局長が行っている。

上記以外の一般職員については、勤務態度、能力及び業績について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

登米市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)			
1人当たり平均支給額	16,790 千円	23,222 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		2,719 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(25年度決算)		302,154 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
仙台市	6 %	8 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
医師	15 %	1 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			93.1 (93.1)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	125 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	1,361 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	9.3 %
手当の種類 (手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	0 千円	1日500円
死体処理手当	死体処理業務従事した職員	死体処理業務	87 千円	1日1,500円
消防業務手当	消防職員	防御活動業務	0 千円	1日840円
		救急業務	0 千円	1日840円
		救助業務	38 千円	1回200円
		特殊災害等が発生した箇所で行われた救助業務	0 千円	1日840円
		立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で行われた防御活動、救急、救助業務	0 千円	1日1,680円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	170,924 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	271 千円
支給実績 (24年度決算)	151,658 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	167 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額66,400円	同じ		55,360 千円	473,161 円
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合は、そのうち1人について11,000円) ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		134,507 千円	229,143 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋(家賃－23,000円)／2で27,000円を限度 ウ 市の宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		27,752 千円	264,307 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ア 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) イ 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円を限度 2 自動車等の使用者 使用距離(片道)により2,000円～24,500円	同じ		66,077 千円	70,898 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 23,000円 ※ ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合は、その距離に応じて6,000円～45,000円加算	同じ		552 千円	276,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		40,595 千円	234,651 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給　勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		10,756　千円	86,050　円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同じ		1,525　千円	4,592　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員（管理職手当支給職員）が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給　6,000円～8,000円	同じ		843　千円	24,779　円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所等を離れて市の区域に滞在する場合に支給　1日につき最高6,620円	同じ		0　千円	0　円

5　特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高 / 最低額	
給料	市長	911,000 円 （　円）	1,030,000 円 /	435,000 円
	副市長	734,000 円 （　円）	849,000 円 /	571,000 円
報酬	議長	491,000 円 （　円）	543,000 円 /	350,000 円
	副議長	425,000 円 （　円）	503,000 円 /	300,000 円
	議員	398,000 円 （　円）	457,000 円 /	280,000 円
期末手当	市長 副市長	（25年度支給割合） 2.95　月分		
	議長 副議長 議員	（25年度支給割合） 2.95　月分		
退職手当		（算定方法）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	給料月額×在職月数×44/100	19,240,320円	任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×26/100	9,160,320円	任期毎
	備考			

（注）　1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 平成25年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	206	199	△ 7	事務の合理化等による減
		税務	32	32	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	62	62	0	
		商工	11	12	1	商工業務の充実
		土木	61	56	△ 5	事務の合理化等による減
		民生	175	165	△ 10	事務の合理化等による減
		衛生	68	71	3	衛生業務の充実
		計	622	604	△ 18	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　71.50　人 （　類似団体の人口1万人当たりの職員数　57.74　人　）
	教育部門		160	153	△ 7	事務の合理化等による減
	消防部門		161	154	△ 7	退職不補充
	小計		943	911	△ 32	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　107.84　人 （　類似団体の人口1万人当たりの職員数　75.40　人　）
公営企業等会計部門	病院		472	473	1	医師、看護師の充実
	水道		29	28	△ 1	事務の合理化等による減
	下水道		22	21	△ 1	事務の合理化等による減
	その他		30	30	0	
	小計		553	552	△ 1	
合計			1,496 〔 2,157 〕	1,463 〔 2,157 〕	△ 33 〔 0 〕	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　173.19　人

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　〔　　〕内は、条例定数の合計である。

(2)　年齢別職員構成の状況　（平成26年4月1日現在）

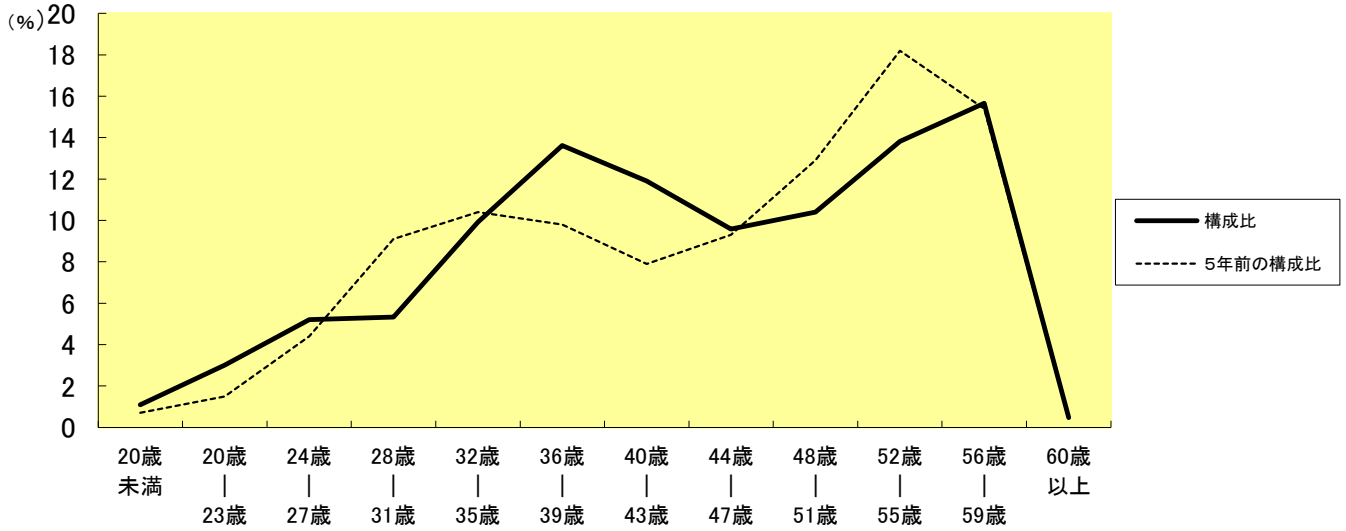

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 16	人 44	人 76	人 78	人 145	人 199	人 174	人 140	人 152	人 202	人 229	人 7	人 1,462

(3) 職員数の推移

（単位:人・%）

年度 / 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	727	705	677	636	622	604	△ 123 (△16.9%)
教育	251	242	222	203	160	153	△ 98 (△39.0%)
消防	156	160	156	158	161	154	△ 2 (△ 1.3%)
普通会計計	1,134	1,107	1,055	997	943	911	△ 223 (△19.7%)
公営企業等会計計	606	561	552	554	553	552	△ 54 (△ 8.9%)
総合計	1,740	1,668	1,607	1,551	1,496	1,463	△ 277 (△15.9%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては，合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業・老人保健施設事業

① 職員給与費の状況

ア－1 病院事業決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費率
25年度	千円 7,279,685	千円 64,507	千円 4,596,962	% 63.1	% 62.1

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均一人当たり給与費
25年度	人 449	千円 1,817,034	千円 658,871	千円 656,988	千円 3,132,893	千円 6,977	千円 6,718

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

ア－2 老人保健施設事業決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費率
25年度	千円 411,936	千円 △ 49,838	千円 243,710	% 59.2	% 61.5

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均一人当たり給与費
25年度	人 23	千円 73,883	千円 9,438	千円 25,505	千円 108,826	千円 4,732	千円 4,836

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 （平成26年4月1日現在）

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
登米市	医師	49.4 歳	672,655 円	1,608,381 円
	看護師	45.2 歳	318,815 円	473,292 円
	事務職	48.4 歳	363,777 円	538,315 円
団体平均	医師	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
	看護師	38.7 歳	283,693 円	449,098 円
	事務職	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

（注） 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登米市（病院事業・老人保健施設事業）	登米市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,416 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,358 千円
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 （平成26年4月1日現在）

登米市（病院事業・老人保健施設事業）			登米市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
（退職時特別昇給	なし	）	（退職時特別昇給	なし	）
1人当たり平均支給額	4,204 千円	21,072 千円	1人当たり平均支給額	16,790 千円	23,222 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		51,903 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		1,207,036 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
医師	15 %	40 人	15 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績 （25年度決算）			216,645 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）			601,791 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			80.1 %	
手当の種類 （手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療業務	154,901 千円	管理者が定める額
救急勤務医手当	登米市民病院に勤務する医師	救急診療業務	9,339 千円	患者1人につき2,000円～5,000円
死体処理手当	死体処理業務に従事した職員（医師を除く）	死体処理業務	616 千円	死体1体につき1,000円を従事した人員で除した額
放射線取扱手当	診療放射線技師、看護師、准看護師、歯科衛生士	放射線照射業務	1,604 千円	月額3,000円～5,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	深夜における看護業務	40,942 千円	勤務1回につき2,000円～6,800円
待機手当	正規の勤務時間以外に緊急業務のため待機を命ぜられた職員（医師を除く	医療業務	9,243 千円	勤務1回につき1,700円

オ 時間外勤務手当

支給実績 （25年度決算）	57,418 千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	155 千円
支給実績 （24年度決算）	52,397 千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	148 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 （平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額245,900円	同じ		81,636 千円	995,559 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 最高額365,000円	異なる	一般行政職には制度なし	106,261 千円	3,036,032 円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		41,985 千円	215,307 円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		14,288 千円	259,779 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		28,460 千円	75,292 円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		276 千円	276,000 円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		25,145 千円	131,649 円
宿日直手当	勤務1回につき 1 医師 20,000円（土曜日、日曜日、祝日30,000円） 2 医師以外 5,000円	異なる	支給単価（一般行政職は、勤務1回につき4,200円）	17,543 千円	148,672 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率 B/A	（参考）24年度の総費用に占める職員給与費率
25年度	千円 4,073,441	千円 136,526	千円 251,485	% 6.2	% 6.1

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 29	千円 120,499	千円 18,857	千円 45,023	千円 184,379	千円 6,358

（参考）団体平均一人当たり給与費
千円 6,123

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 （平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
登米市	49.2 歳	362,910 円	523,612 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

（注） 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登米市（水道事業）	登米市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,553 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,358 千円
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 （平成26年4月1日現在）

登米市（水道事業）			登米市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
（退職時特別昇給	なし		（退職時特別昇給	なし	）
1人当たり平均支給額	5,914 千円	22,226 千円	1人当たり平均支給額	16,790 千円	23,222 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績 （25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %	
手当の種類 （手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
---	---	---	---

オ　時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	7,147　千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	238　千円
支給実績（24年度決算）	8,092　千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	270　千円

(注)1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
管理職手当	一般行政職に同じ	同じ		1,801　千円	600,250　円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給　最高額2,500円	異なる	一般行政職には制度なし	0　千円	0　円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		5,010　千円	250,507　円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		545　千円	272,591　円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		2,099　千円	74,961　円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		0　千円	0　円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0　千円	0　円